

清瀬市利用者負担額基準額表

(令和5年10月以降)

世帯の市町村民税課税所得割額 による階層区分		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	均等割のみ課税世帯	4,300 (2,150)	0	4,100 (2,050)	0
D1	1円以上 10,000円未満	5,000 (2,500)	0	4,800 (2,400)	0
D2	10,000円以上 13,400円未満	5,700 (2,850)	0	5,400 (2,700)	0
D3	13,400円以上 16,000円未満	6,400 (3,200)	0	6,100 (3,050)	0
D4	16,000円以上 20,400円未満	7,100 (3,550)	0	6,800 (3,400)	0
D5	20,400円以上 36,000円未満	7,800 (3,900)	0	7,400 (3,700)	0
D6	36,000円以上 48,600円未満	8,500 (4,250)	0	8,100 (4,050)	0
D7	48,600円以上 57,700円未満	10,600 (5,300)	0	10,200 (5,100)	0
D8	57,700円以上 66,000円未満	12,700 (6,350)	0	12,200 (6,100)	0
D9	66,000円以上 77,101円未満	14,900 (7,450)	0	14,400 (7,200)	0
D10	77,101円以上 97,000円未満	17,100	0	16,500	0
D11	97,000円以上 115,000円未満	20,000	0	19,300	0
D12	115,000円以上 133,000円未満	23,000	0	22,200	0
D13	133,000円以上 151,000円未満	26,000	0	25,100	0
D14	151,000円以上 169,000円未満	29,000	0	28,000	0
D15	169,000円以上 191,000円未満	31,600	0	30,700	0
D16	191,000円以上 213,000円未満	34,200	0	33,200	0
D17	213,000円以上 235,000円未満	36,800	0	35,800	0
D18	235,000円以上 257,000円未満	39,400	0	38,300	0
D19	257,000円以上 279,000円未満	42,100	0	40,900	0
D20	279,000円以上 301,000円未満	44,800	0	43,500	0
D21	301,000円以上 325,000円未満	46,500	0	45,200	0
D22	325,000円以上 349,000円未満	48,200	0	46,900	0
D23	349,000円以上 373,000円未満	49,900	0	48,600	0
D24	373,000円以上 397,000円未満	51,600	0	50,200	0
D25	397,000円以上 423,000円未満	53,600	0	52,200	0
D26	423,000円以上 449,000円未満	55,600	0	54,100	0
D27	449,000円以上	57,600	0	56,100	0

※ 0～2歳児クラスの保育料（食材料費込み）になります。

3～5歳児クラスの保育料は無償です（ただし、食材料費や延長保育料などは別途発生します）。

備考

- この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表において市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現こ児童を扶養している者の属する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
 - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困難していると市長が認める世帯
- この表において教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する特定被保護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被保護者等をいう。）のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子以降の金額とする。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定を適用しないものとする。
- この表において、保護者等が市民税の賦課期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域内に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市民税所得割額に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。